平成２４年（フ）第６８４４号
東京都板橋区板橋１丁目７－６　有坂荘２階３号室
破産者　小笠原政樹
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７００５号
東京都台東区入谷２丁目16番７号
破産者　株式会社クイックリンク
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７００７号
東京都葛飾区奥戸７丁目20―20―412
破産者　川口　雄暉
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１２１号
東京都足立区西新井２丁目５－５―210
破産者　奥村　哲也
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１５０号
東京都墨田区立花１丁目27－５―820
破産者　秀島　達夫
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１５１号
東京都墨田区立花１丁目27―５―820
破産者　秀島　純子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２２１号
東京都葛飾区西新小岩５丁目１－７―303
破産者　前島　　功
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２２２号
東京都葛飾区西新小岩５丁目１－７―303
破産者　前島とし子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７４３号
東京都北区西ケ原４丁目３番２号
破産者　株式会社アルパイン
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７４４号
東京都北区西ケ原４丁目３－２
破産者　守口　佳臣
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０７２号
東京都江戸川区春江町３丁目34―４―703
破産者　川添　　正
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０７３号
東京都江戸川区春江町３丁目34―４―703
破産者　川添さなえ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１４３号
東京都台東区浅草６丁目７番８号
破産者　株式会社トーゴ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７２８号
東京都府中市分梅町３丁目２番９号
破産者　有限会社ティー・ウエスト
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７４２号
東京都八王子市長沼町200番地１
破産者　株式会社シェードシステム
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７４３号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目42―10
破産者　杉山修一こと　崔　　修一
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７６１号
東京都渋谷区本町１丁目７番７号ヴィラ杉山
破産者　有限会社ルーパ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７６９号
東京都中央区日本橋浜町２丁目33番７号　浜町プログレスビル６階
破産者　株式会社アドヴァン
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７７０号
埼玉県草加市栄町３丁目４―11―906
破産者　山邊　昭人
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７９９号
東京都港区六本木５丁目16番50号　六本木デュープレックスＭ′ｓ406
破産者　株式会社スクリーンスタイル
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８２３号
神奈川県厚木市船子1278番地１武藤ビル３Ｆ
破産者　三井産業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８２９号
東京都港区東麻布１丁目７番７号
破産者　アイアンドディー株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９１８号
東京都江戸川区上篠崎４丁目10番２号
破産者　有限会社フタバ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部